

建設課

固 土地改良施設係 (158)

自然災害により農地(田・畑)や用水施設が被害を受けたらどうしたらいいの？

被害があった場合は、役場建設課もしくは野方支所で「災害復旧申請書」に必要事項を記入のうえ押印をして早急に提出してください。(災害申請受付期間は、概ね災害発生後2週間を目安にしています。)

災害が発生した日から早急に国へ被害の報告をしなければなりません。報告が遅れると復旧ができなくなる場合があります。

- 国の補助事業として認められる被害額は**40万円以上が対象**となります。
- 町の補助事業は被害額が**13万円以上40万円未満が対象**となります。
- 梅雨期や台風後は農地(田や畑)の点検に努めましょう。

※災害復旧事業による農家などの負担金は以下のとおりとなります。

事業	工種	被害額	負担率	負担金例
災害復旧事業 (国の補助事業)	用水施設	40万以上	補助率を控除した額の 10%	被害額が100万円、補助率が90%の場合 $100万円 \times (100\% - 90\%) \times 10\% = $ 1万円
	農地	40万以上	補助率を控除した額の 30%	被害額が100万円、補助率が80%の場合 $100万円 \times (100\% - 80\%) \times 30\% = $ 6万円
小災害復旧事業 (町の補助事業)	用水施設	13万以上 40万未満	被害額の 10%	被害額が30万円の場合 $30万円 \times 10\% = $ 3万円
	農地	13万以上 40万未満	被害額の 30%	被害額が30万円の場合 $30万円 \times 30\% = $ 9万円

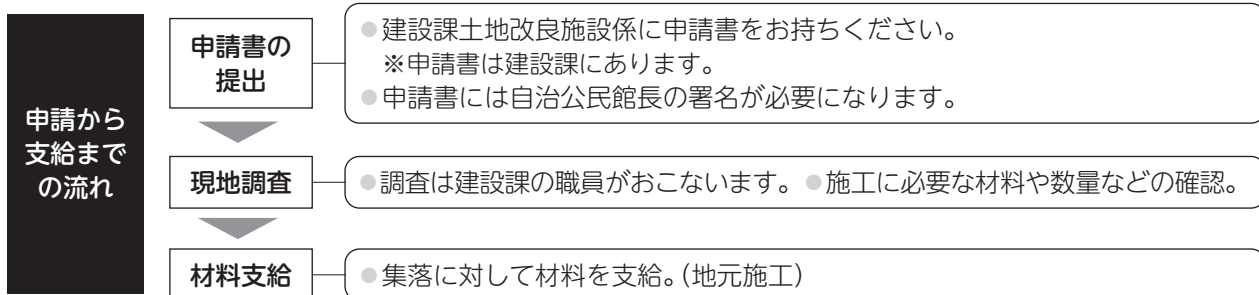
建設課

固 土地改良施設係 (158)

集落内の道路維持管理について

町道以外の道路(農道など)での整備をおこなうとき、その原材料を支給します。

- 原材料の種類： 生コンクリート、砕石
- 支給限度量：生コン＝農道・集落道とも、年間で1集落35㎡まで
砕石＝農道・集落道とも、年間で1集落40㎡まで



また、町道を含む集落内道路で通行に支障がある箇所(各集落で伐採などの作業をすることが困難な箇所)がある場合は建設課窓口までお越しください。